

機械導入事業に係る貸付対象機械装置について

機械導入事業実施要領別表1の貸付対象機械装置に掲げる機械装置とは、以下の考え方に基づくものとする。このため、機能・性能が、仕様等に例挙される機械装置と同等と判断される機械装置を対象とする。

【基本的な考え方】

当該機械装置が単独で導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置であること（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外とする）

ただし、以下に掲げるものについては、支援対象としない。

- (1) 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設及びそれと同等の機能を有する機械・設備及び家畜飼養管理施設と一体的なふん尿除去機械、搾乳用施設設備
例) 組立て式簡易型畜舎、密閉型縦型（横型）発酵装置、バンスクレパー、バークリーナー、ミルクングパーラー 等
- (2) と畜・食鳥処理に係る設備・機械
例) 背割り機、皮はぎ機、脱骨機 等
- (3) 取組に比較し過大となる食肉加工・乳製品加工装置
例) 中心的な経営体が生産する畜産物を利用した6次産業化的な取組を支援しており、その枠を超えるものは対象としない

なお、本事業は、畜産クラスターの枠組みで支援を行うものであり、リース方式を採用していることから、

- ・ 都道府県知事が認定した畜産クラスター計画において、行動計画に位置づけられ、取組に直接必要な機械装置であること
- ・ 機械装置の価格が明らかで、リース物件として扱えるものとして、リース期間を7年以内で設定できるものであること

が必要である。

また、単に既存の機械装置の更新ではなく、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた収益性の向上が求められることに留意いただく必要。

別表 1

貸付対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ペールフィーダー、餌寄せロボット等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置等
省エネ・電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置等
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー、オートサンプラー等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置等
畜産物管理・加工機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置等
飼料播種・追播用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機等
飼料収穫・調製用機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機等
その他飼料生産関係機械装置	稲わら収集機、簡易土壌分析機器、ICT関連機械（GPSガイダンスシステム等）等

貸付対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
草地管理用機械装置	複合作業機を含み、草地等の更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥、播種、覆土、鎮圧等）に係る作業に要する機械
飼料調製用機械装置	TMR 等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等
飼料用米調製用機械装置	飼料用米加工・調製機（飼料粉碎機、加圧圧ペン処理機、造粒機、発酵処理機、梱包機等）、飼料混合機 等
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎（組立式）、移動式スタンション 等
飼料保管装置	飼料タンク、コンテナ倉庫又は延床面積 200 m ² 以下の倉庫（実施設計費及び基礎工事費は対象外とする。）
エコフィード調製・給与関係装置	エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置、簡易飼料分析機器、エコフィード運搬車（特装しているものに限る） 等
堆肥調製散布関係機械装置	堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る） 等

(注意)

- 1 助成対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、都道府県知事が特に認めた機械についても助成対象とする。
- 3 本事業によりリース導入された機械装置については、飼料作物以外の作物生産に用する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。
- 4 農業機械リース導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。

機械導入事業における主な対象外の機械装置一覧

機械装置名	機械装置区分	対象外の理由
車両およびアタッチメント関係		
フォークリフト	堆肥調製散布関係機械装置 家畜飼養管理機械装置 その他	フォークリフトは飼料収穫・調製用機械としては対象としているが、それ以外の用途（堆肥調製散布用機械装置等）としては対象外。
除ふん作業機（特装フォークリフト）	堆肥調整散布関係機械装置	
切返作業機（特装フォークリフト）		
堆肥運搬車（フォークリフト）		
ハイダンプ	飼料収穫・調製用機械装置	トラックであれば対象外。 ただし、飼料収穫・調製用機械としてけん引式の運搬機であることが確認できれば対象となる。
ダンプ	飼料収穫・調整用機械装置 堆肥調製散布関係機械装置	汎用性のある運搬車両は対象外。ただし、特装を施した堆肥運搬車（あおり部分の高上げ等）やエコフィード運搬車（ローリー車）は対象となる。
回送車	その他飼料生産関係機械装置	
家畜運搬車両	その他	
豚運搬専用車両	家畜飼養管理機械装置	
飼料用米運搬車	飼料用米調整用機械装置	
敷料運搬車	堆肥調製散布関係機械装置	
ユニック車	その他飼料生産関係機械装置	
コマツシャベルPG20MH3	草地管理用機械装置	
油圧ショベル	飼料収穫・調製用機械装置 堆肥調製散布関係機械装置	
ミニショベル	堆肥調製散布関係機械装置 家畜飼養管理機械装置	
ミニ油圧ショベル	堆肥調整散布関係機械装置	
バックホー	堆肥調製散布関係機械装置	
車両計量台	家畜飼養管理機械装置	バケットのみの場合は対象外。ベールグリッパーは飼料収穫・調製用機械装置として、ホイールローダーは堆肥調製散布関係機械装置として、それぞれ要望のこと。
トラックスケール（15t）	飼料給与関係機械装置	
バケット	家畜飼養管理機械装置	
	搾乳関係機械装置	
	草地管理用機械装置	
	堆肥調製散布関係機械装置	
	飼料収穫・調整用機械装置	
土砂バケット	堆肥調整散布関係機械装置	
広巾バケット	堆肥調整関係機械装置	
爪付バケット	堆肥調整散布関係機械装置	
	飼料収穫・調整用機械装置	
ホイールローダー用メッキバケット	堆肥調製散布関係機械装置	
バランスウェイト	飼料収穫・調製用機械装置	
トラクター用ローダー+ベールグリッパー	堆肥調製散布関係機械装置	
トラクター用フロントローダー	堆肥調製散布関係機械装置	
タイヤショベル・ロールグラブ	堆肥調製散布関係機械装置	
ホイールローダー・給餌バケット・ロールグラブ		
ホイールローダー（バケット、ベールグラブ付）		
ホイールローダー+パレットフォーク		
ホイールローダー+ベールグリッパー		
ホイールローダー用メッキバケット		
グレイダスローダー+ベールグリッパー		
ポブキャット+ベールグリッパー		
マニアフォーク		

機械装置名	機械装置区分	対象外の理由
飼料関係		
オフセットシュレッダー	草地管理用機械装置	雑草刈り機であるとの判断から対象外。
乾燥機	飼料用米調製用機械装置	飼料用米生産にかかる機械については、基本的に、これまでの主食用米生産で利用させている機械は対象外。
田植機	飼料播種・追播用機械装置	
水田ハロー	飼料収穫・調整用機械装置	
家畜排せつ物処理関係		
鶏糞搬出機	堆肥調製散布関係機械装置	家畜飼養管理施設と一体的なふん尿除去機械は対象外。Q&A VI機械導入事業の問3で整理。
糞尿スクレッパー		
スラリーミキサー	堆肥調整散布関係機械装置	浄化处理・液肥処理施設に付随する機械装置（ブローア、ポンプ等）は対象外として、Q&A VI機械導入事業の問10で整理。ただし、設置する堆肥化施設の状況により対象となる場合もある。
固液分離機（堅型スラリーポンプ）		
固液分離機（スラリーミキサー）	草地管理用機械装置	
ブローア	堆肥調整散布関係機械装置	
ロータリー式攪拌機/エアレーションシステム		
エアレーション		
熱風発生装置		
密閉式発酵装置コンポ	堆肥調製散布関係機械装置	
敷料製造ユニット	家畜飼養管理機械装置	
家畜飼養関係		
回転柵	放牧関連機械装置 家畜飼養管理機械装置	自動給餌などの装置がついたものは対象となるが、単なる容器としての飼槽は対象外。
カーペン	衛生管理高度化機械装置	
ストール	家畜飼養管理機械装置	
カウハッチ		
子豚ハウス		
離乳子豚ケージ	その他	
すくすくハウス	家畜飼養管理機械装置	
連動スタンション		
スタンション		
牛床マット	家畜飼養管理機械装置	
畜舎カーテン	畜舎温度制御機械 家畜飼養管理機械装置	
カウブラシ	家畜飼養管理機械装置 衛生管理高度化機械装置	
除角機	家畜飼養管理機械装置	
油圧削蹄機	衛生管理高度化機械装置	
削蹄用保定枠	その他	
飼槽（御影石仕様）	家畜飼養管理機械装置	
畜産環境対策等		
バイオマスボイラー	省エネ・電力安定供給のための機械装置	家畜排せつ物処理施設に該当することから対象外。Q&A IV機械導入事業の問10で整理。
クイックコンポスター	その他	家畜排せつ物処理施設に該当することから対象外。Q&A VI機械導入事業の問3で整理。

機械装置名	機械装置区分	対象外の理由
搾乳関係		
アプレストパーラー	搾乳関係機械装置	家畜飼養管理施設と一体的な搾乳用施設設備は対象外。Q&A VI機械導入事業の問3で整理。
ユニット搬送レール キャリアレール	搾乳関係機械装置	搾乳ユニットの導入ではなく、レールのみの場合 は対象外。
食肉加工・乳製品加工装置		
ステンレスフード油圧式	畜産物管理・加工機械装置	食肉加工・乳製品加工装置に特化したものではないため、対象外。
割卵機	畜産物管理・加工機械装置	6次産業化的な取組の枠を超えるものとして対象外。Q&A VI機械導入事業の問3で整理。
液卵滅菌機		
液卵貯蔵タンク装置		
卵豆腐充填・シール機		
茶碗蒸充填・シール機		
ホモジナイザー		
窒素ガス置換装置		
オルガノ MBR法排水処理装置（浄化槽に係る装置）	畜産物管理・加工機械装置	浄化処理に係る機械装置は対象外。